

高齢者生活支援事業

「追加エイサー商品券」配布のお知らせ

沖縄市では、物価高騰の負担軽減を図るため、これまで支援が行き届いていない、65歳以上の高齢者のうち、課税世帯のなかでも特に世帯所得が厳しい方に対し、商品券を配布いたします。

◆配布内容

額面：500円券 × 16枚(合計8,000円分)
種類：共通券(参加店舗全店舗で利用可能)



◆配布期間

令和7年10月14日～11月30日予定

◆配布方法

ゆうパックで対面でのお届け(ご不在の場合は、不在届が入ります)

◆利用できる店舗

すべての参加店舗(同封の参加店舗一覧、または専用サイトをご確認ください)

◆利用期間

お手元に届いた時点から令和8年1月31日(土)まで

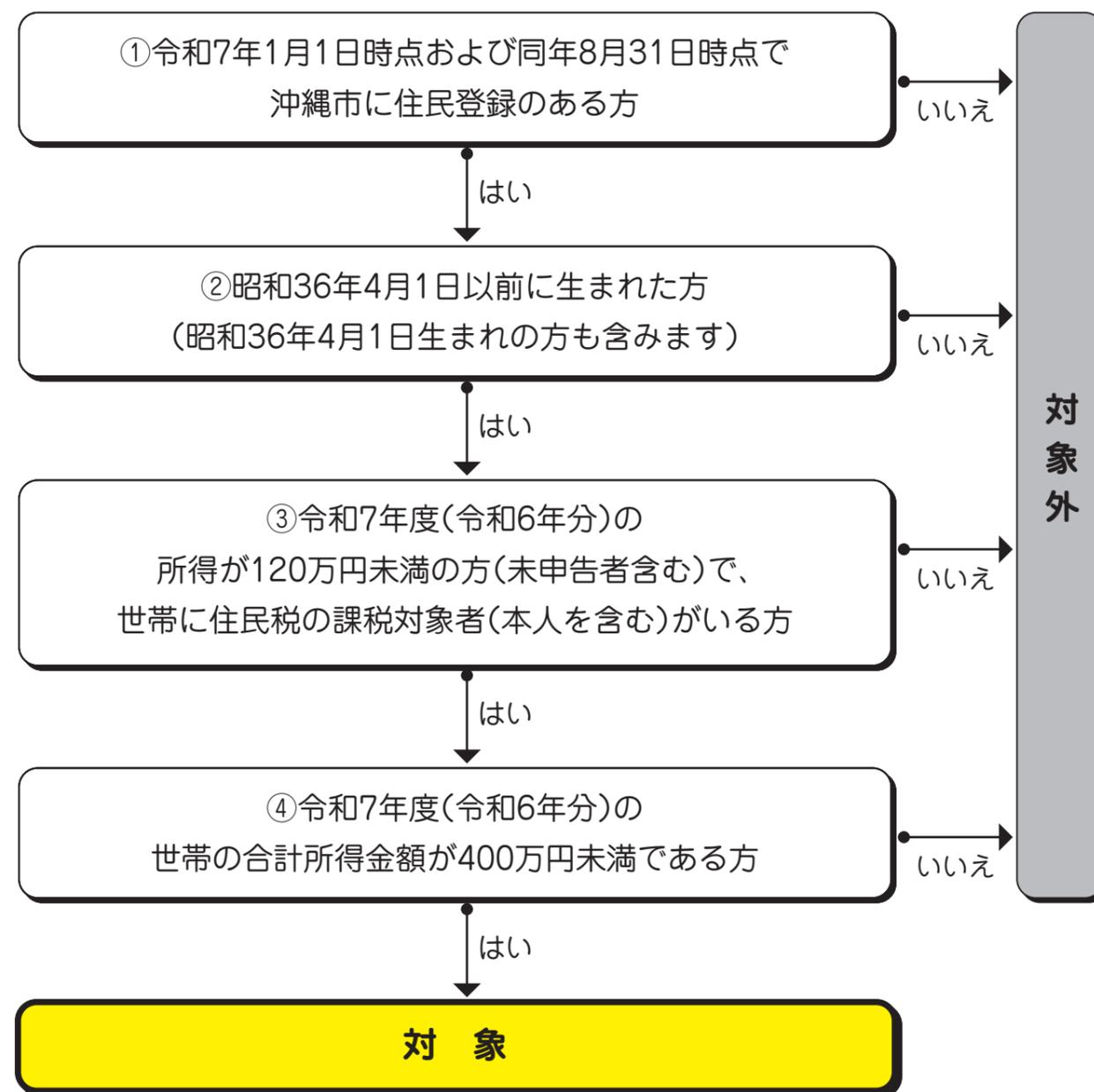
◆対象者は次の①～④すべてに該当する方

※同じ世帯(ご家族)内でも対象でない方がいる場合があります。

- ①令和7年1月1日時点および同年8月31日時点で沖縄市に住民登録のある方
- ②昭和36年4月1日以前に生まれた方(昭和36年4月1日生まれの方も含まれます)
- ③令和7年度(令和6年分)の所得が120万円未満の方(未申告者含む)で、世帯に住民税の課税対象者(本人を含む)がいる方
- ④令和7年度(令和6年分)の世帯の合計所得金額が400万円未満である方

右のフローチャートもご参照ください。→

追加エイサー商品券 配布対象者フローチャート



よくある質問 (FAQ)

Q1. なぜ今回、対象者を絞っているのですか？

A. 国の物価高騰対策の事業として、これまで支援が行き届いていないとされている方を今回の対象としております。

Q2. 同じ世帯(ご家族)でももらえる人と、もらえない人がいるのはなぜでしょうか？

A. 国の物価高騰対策事業として、低所得世帯や子育て世帯への支援はこれまで実施されてきました。限られた予算を効果的に活用するため、これまで支援が十分に届いていないと懸念される高齢者の方を対象としています。

Q3. 令和7年に沖縄市へ転入した人は対象になりますか？

A. 令和7年1月1日時点で沖縄市に住民登録があること、かつ、同年8月31日時点においても沖縄市に住民登録がある方が対象のため、1月1日時点で沖縄市に住民登録が無い方は対象となりません。

Q4. どこで使えますか？

A. 全市民へ配布している「エイサー商品券」の参加店舗すべてでご使用いただけます。同封の参加店舗一覧または専用サイトでご確認ください。

Q5. 共通券の絵がさなじいに変っているけどなぜ？

A. すべての参加店舗で使えるサーちゃん商品券(共通券)と同等の扱いのため、赤色で統一しております。ただし、予算が別となっているため、今回は絵をさなじいに変えております。

Q6 商品券をなくした場合、再発行できますか？

A. 再発行はできません。

Q7 商品券が汚れたり破れたりした場合、交換できますか？

A. 交換可能です。商品券をお持ちのうえ、沖縄市役所1階専用窓口までお越しください。

Q8 商品券の使用期限はいつまでですか？

A. 令和8年1月31日(土)までです。期限を過ぎると使用できませんのでご注意ください。

このステッカー・ポスター・のぼりなどがある
お店で使えます!



利用期限 令和8年1月31日(土)まで



商品券の使い方

商品券はミシン目に沿ってちぎってご利用ください。
もし商品券が破れた場合はテープでくっつけてください。
※2ヶ所のナンバーが確認できればご利用頂けます。



商品券の利用対象にならないもの

●医療保険や介護保等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む) ●出資や債務の支払い(税金、振込手数料、水道料金など) ●金、プラチナ、銀、有価証券、商品券ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等) 旅行券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 ●たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 ●事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入(事業経費) ●土地・家屋購入、家賃・地代・車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い ●現金との換金、金融機関への預け入れ ●風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律、第2条第1項第1号、第4号、第5号及び第5項に規定する営業に係る支払い ●特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの、その他当券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの

お問合せ先

沖縄市エイサー商品券事務局

[電話番号] 0120-025-125

[営業時間] 10:00~16:00、土日祝日も営業(12/27~1/4はお休み)

[専用サイト] <https://okinawacity-eisa.com/>

専用サイト▶

